

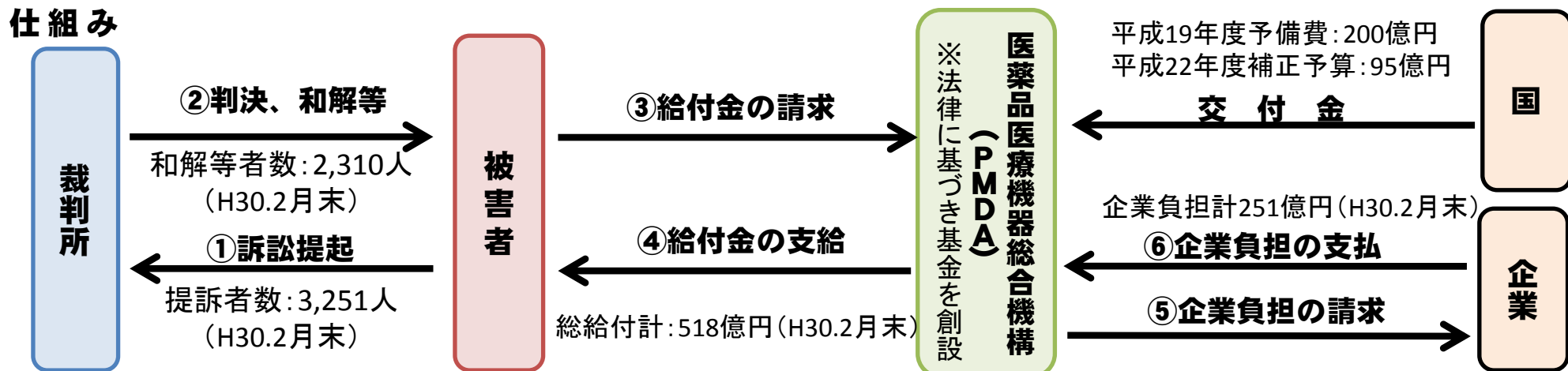
C型肝炎特別措置法に基づく 給付金の請求について

C型肝炎特別措置法に基づく給付金の請求について

- 感染被害者の製剤投与の時期を問わない早期・一律救済の要請にこたえるべく、議員立法により施行。
(平成20年1月16日)。
- 特定の血液製剤(特定フィブリノゲン製剤、特定血液凝固第Ⅸ因子製剤)の投与を受けたことによって、C型肝炎ウイルスに感染された方又は相続人に対し、症状に応じて給付金を支給。給付金の支給後20年以内に症状が進行した場合、差額を追加給付金として支給。
【給付内容】肝がん・肝硬変、死亡：4,000万円 慢性肝炎：2,000万円 無症候性キャリア：1,200万円
- 給付を受けようとする者は、給付対象者であることを裁判手続の中で確認の上、証明資料(判決、和解等)と併せて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に請求を行う。
裁判所への「訴えの提起」等は、2023年(平成35年)1月15日(法施行後15年)まで
(→日曜日のため1月16日まで)に行わなければならない。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成29年法律第85号)により、

訴えの提起等の期限が延長(法施行後10年→15年)された【平成29年12月15日施行】

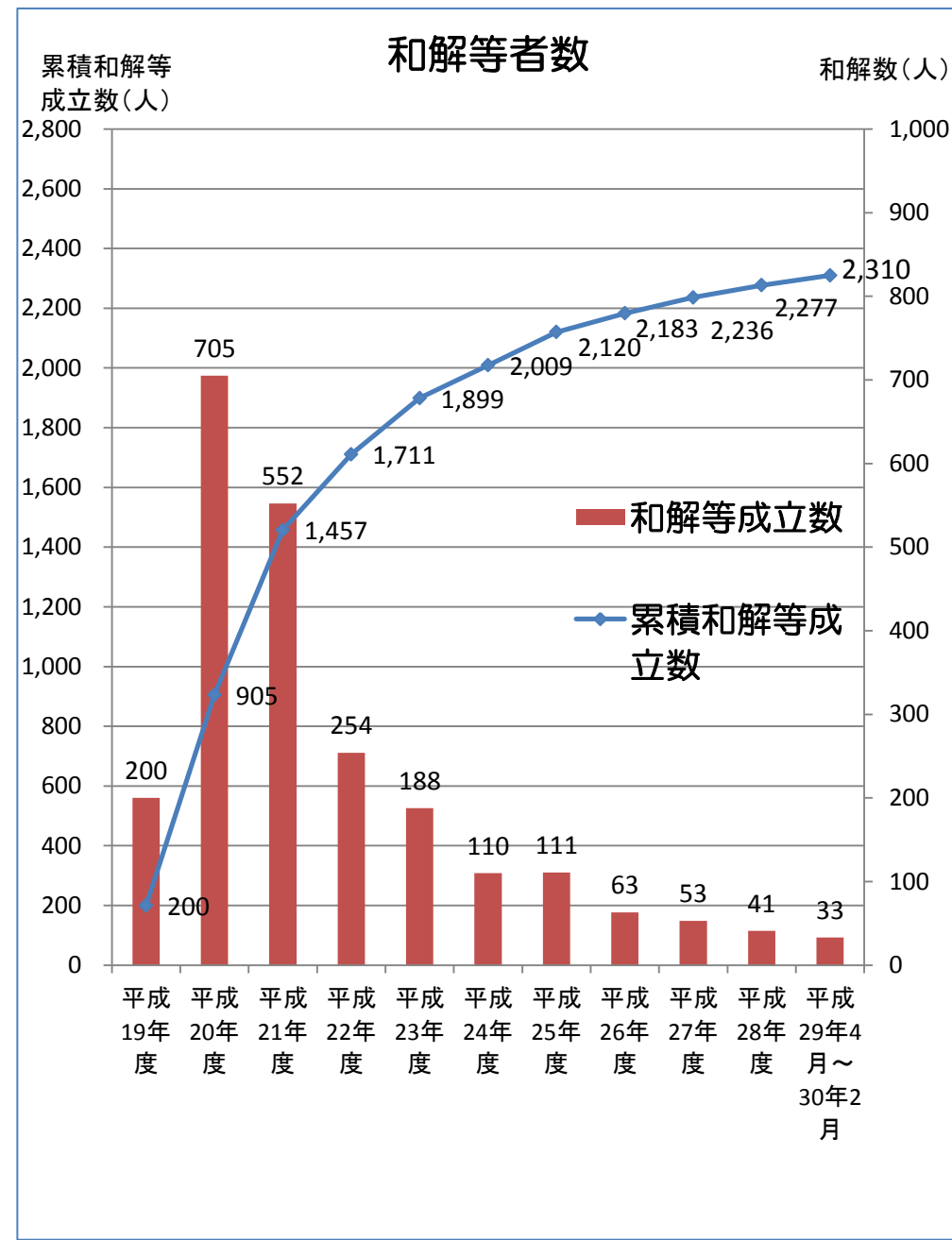
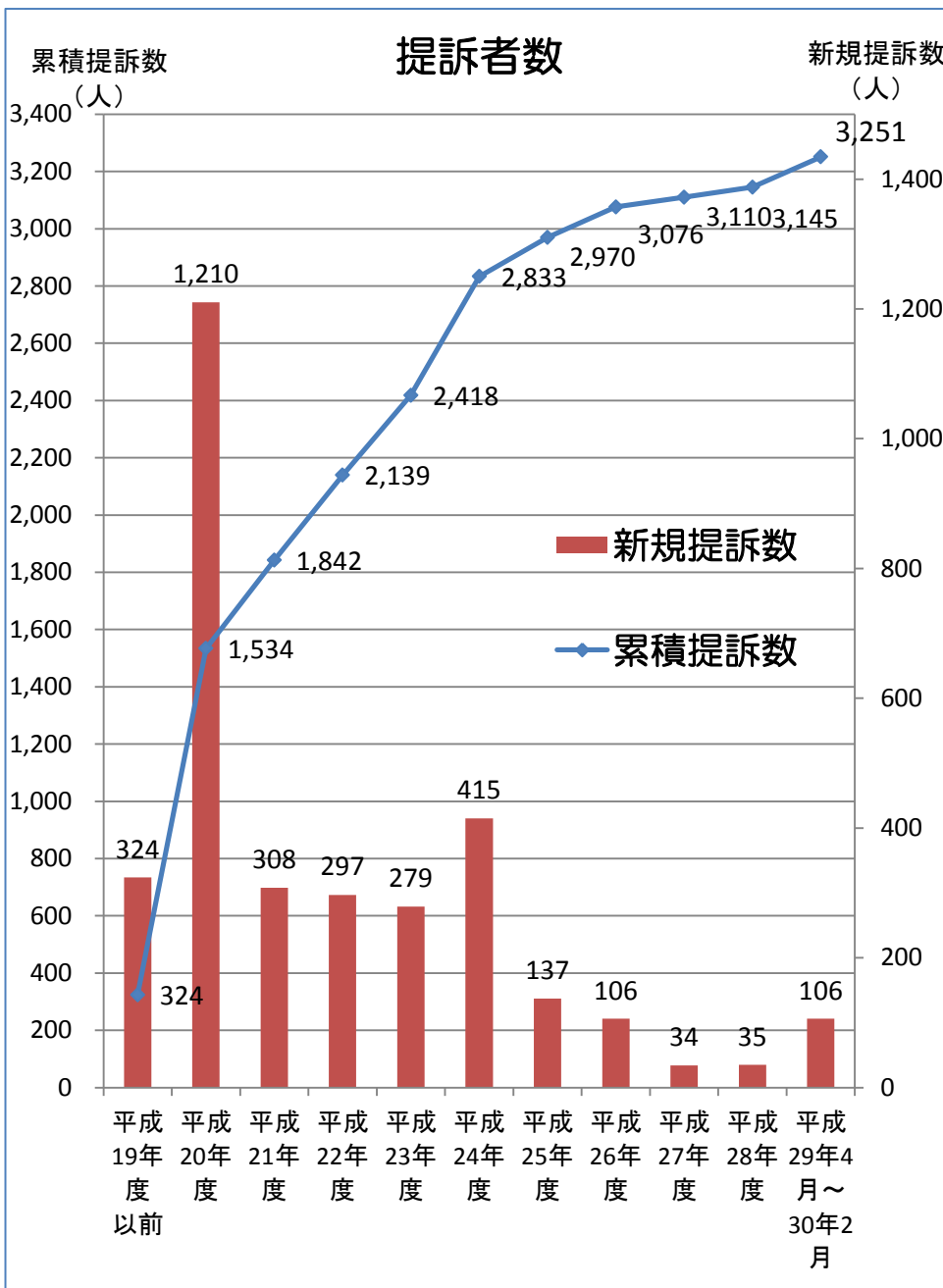


詳しくは、厚生労働省 大量出血した方へ

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150855.html>

C型肝炎訴訟 提訴者数・和解等者数の推移



広報例①(厚生労働省の広報誌「厚生労働」に掲載したものと同内容)

掲載場所: <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-lyakushokuhinkyoku/0000189753.pptx>

※このまま活用いただいても、修正の上活用いただいても問題ありません

1994年頃までに、出産や手術で大量出血等をされた方へ

～C型肝炎救済特別措置法による給付金の請求期限が2023年1月16日に延長されました～

1994年頃までに出産や手術による大量出血などの際に、血液からつくられた医薬品(フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤)が使用されたことよって、C型肝炎ウイルスに感染された方へのお知らせです。

このような場合、法律(※1)に基づき、国を相手とする裁判を提起し、裁判のなかで、①血液からつくられた医薬品(フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤)が使用されたこと、②その医薬品が使用されたことよってC型肝炎ウイルスに感染したこと、③慢性肝炎を確認できれば、国と和解をしたうえで、給付金を受け取ることができます。なお、この給付金を受け取るためには、**2023年1月16日までに(※2)国を相手とする裁判をしなくてはなりません。**

出産や手術での大量出血などの際に、血液からつくられた医薬品(フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤)が使用された方、身に覚えのある方、もしやと思う方は、まずは肝炎ウイルス検査を受けましょう。保健所または自治体が委託する医療機関であれば、概ね無料で検査を受けることができます。肝炎ウイルス検査の詳細は、厚生労働省のホームページ「肝炎総合対策の推進」のサイトや、「知って、肝炎」プロジェクトの特設サイトをご参照ください。

※1 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法

※2 法律の改正(2017年12月15日施行)により、法律の施行後10年以内(2018年1月15日)から法律の施行後15年以内(2023年1月15日)に延長されました。なお、2023年1月15日は日曜日にあたり、16日となります。

詳しくは、

厚生労働省 大量出血した方へ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150855.html>

検索

<問い合わせ先>

◎厚生労働省フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口 フリーダイヤル 0120-509-002
受付時間:9:30~18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

<裁判終了後の給付金の請求手続きの問い合わせ先>

◎独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA) フリーダイヤル 0120-780-400
受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

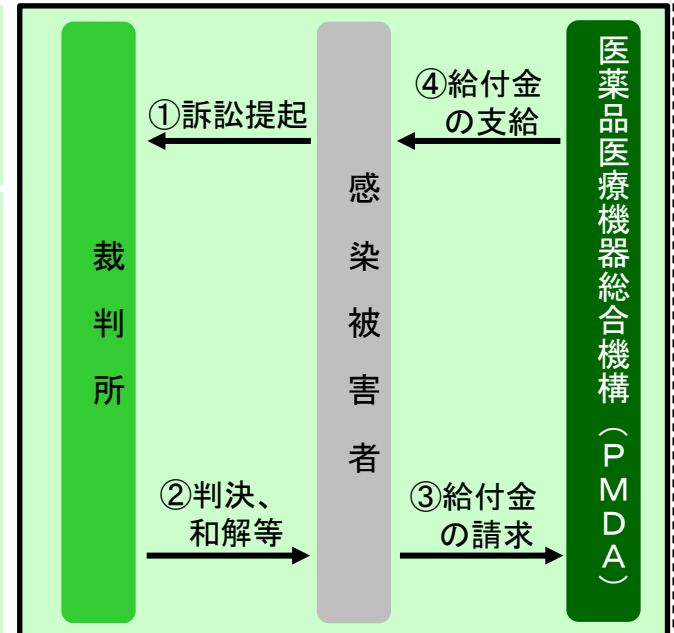
(※フリーダイヤルは、携帯電話、公衆電話からご利用いただけます。)

<肝炎ウイルス検査のご案内>

◎厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/hepatitis_kensa.html

「肝炎総合対策の推進」 <http://www.kanen.org/qanda/>

「知って、肝炎」プロジェクト



※このまま活用いただいても、修正の上活用いただいても問題ありません

出産や手術で大量出血等をされた方へ ～C型肝炎特別措置法の給付金の請求期限が 2023年1月16日に延長されました～

1994年頃までに出産や手術による大量出血などの際に、フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤が使用されたこと、②その医薬品が使用されたこと、③C型肝炎ウイルスに感染したこと、④慢性肝炎を罹患したこと、⑤と和解をしたうえで、給付金を受け取ることができません。お、この給付金を受けるため、2023年1月16日までに国を相手とする裁判をしなくてはなりません。出産や手術での大量出血などの際に、フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤が使用された方、身に覚えのある方、もしやと思う方は、まず肝炎ウイルス検査を受け、保健所または自治体が委託する医療機関で検査を受けることができます。

詳しくは、

厚生労働省 大量出血した方へ

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150855.html>

<問い合わせ先>

◎厚生労働省フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口 フリーダイヤル 0120-509-002
受付時間: 9:30～18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

<裁判終了後の給付金の請求手続きの問い合わせ先>

◎独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA) フリーダイヤル 0120-780-400
受付時間: 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
(※フリーダイヤルは、携帯電話、公衆電話からもご利用いただけます。)

<肝炎ウイルス検査のご案内>

◎厚生労働省ホームページ
「肝炎総合対策の推進」
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/hepatitis_kensa.html
「知って、肝炎」プロジェクト
<http://www.kanen.org/qanda/>

出産や手術で大量出血した方等へ

特定の製剤によるC型肝炎ウイルス感染の給付金の請求期限が
2023年1月16日に延長されました!

詳しくは

政府広報 C型肝炎

検索

出産や手術で大量出血した方等へ

C型肝炎ウイルス検査はされましたか?
製剤による感染の給付金を受けるには
2023年1月16日までに裁判提起を!

詳しくは

政府広報 C型肝炎

検索

請求期限が延長されました!

特定の製剤によるC型肝炎ウイルス感染の給付金の請求期限が
2023年1月16日に延長されました!

詳しくは

政府広報 C型肝炎

検索

請求期限が延長されました!

C型肝炎ウイルス検査はされましたか?
製剤による感染の給付金を受けるには
2023年1月16日までに裁判提起を!

詳しくは

政府広報 C型肝炎

検索